市有財産一時貸付契約書

１．件 名 市有財産一時貸付（広告入り周辺案内板） ２．一時貸付場所 八街市役所 第１庁舎１階ロビー

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３．契約金額（貸付料） | 総額 | 金 | 円 |
|  | 年間 | 金 | 円 |

４．貸 付 期 間 令和７年４月１日から令和１２年３月３１日まで

５．契約保証金 免除

上記の一時貸付物件について、「市有財産一時貸付一般競争入札案内書」（以下「入札案内書」という。）に基づき、貸付人と借受人との間において、別紙「市有財産一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成３年法律第９０号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、貸付人と借受人の記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 年 月 日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸付人 | 住所又は在地 | 千葉県八街市八街ほ３５番地２９ |  |
|  | 商号又は名称 | 八街市 |  |
|  | 代表者又は氏名 | 八街市長 北村 新司 | 印 |

借受人 住所又は在地

商号又は名称

代表者又は氏名 印

# 市有財産一時貸付契約約款

（総則）

第１条 貸付人及び借受人は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書、図面、事業説明書及び事業説明に対する質問回答書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２ 借受人は、仕様書等記載の物件（以下「一時貸付物件」という。）を契約書記載の貸付期間、仕様書等に従い、借受人に貸し付けるものとし、借受人はその貸付料を貸付人に支払うものとする。

３ この契約において契約期間とは、契約締結日から貸付期間の末日までの間をいう。

４ 借受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

５ この契約書に定める請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

６ この契約の履行に関して貸付人と借受人の間で用いる言語は日本語とする。 ７ この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８ この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

９ この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟については、貸付人の事務所の所在地を直轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（一時貸付物件の用途等）

第２条 借受人は、自ら一時貸付物件に広告入り周辺案内板を設置し、貸付 期間中継続して、営業・運営する事業（以下「広告入り周辺案内板等設置運営事業」という。） を行うものとする。 ２ 借受人は一時貸付物件を広告入り周辺案内板等設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）

に使用しなければならない。

３ 借受人は広告入り周辺案内板等設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担して一時貸付物件を使用しなければならない。

（貸付料）

第３条 貸付料の支払いは、次の各号のとおりとする。

（１）借受人は、別紙「納入通知額一覧表」において、納入年度の欄の区分に応じ納入通知額の欄に記載する貸付料を、貸付人が発行する納入通知書により、貸付人に納入しなければならない。

（２）借受人は、各年度分の貸付料を、貸付人の指定する期日までに、貸付人に納入しなければならない。ただし、それらの納入の期限とする日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限とする。

（３）貸付人は、第１８条第１項第１号から第６号までに掲げる事由により本件契約を解除したときは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

（４）貸付人は、第１８条第１項第７号に掲げる事由により本件契約の全部又は一部を解除したときは、納入通知額一覧表から算出した場所番号ごとの月額貸付料に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。

（貸付料の改定）

第４条 貸付人は、一時貸付物件につき消費税の増税など経済情勢の著しい変動その他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

（電気料）

第５条 管理および維持に係る電気料については、入札案内書に基づき算定し、貸付人が毎年度の合計電気料を翌年度初めに借受人に一括請求する（貸付人が発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに貸付人に納入しなければならない。）。

（貸付料の延滞料）

第６条 借受人は、第３条第２号の納入期限日までに貸付料を納入しないときは、当該納入期限日の翌日から納入した日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により財務大臣が一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額（１００円未満の端数があるとき、又は当該金額が５００円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。）を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に納入しなければならない。

６４７字削除

（充当）

第７条 貸付人は、借受人が納入した金額をその名目いかんにかかわらず、何ら催告なしに、債務不履行の延滞料、契約保証金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

２ 貸付人は、前項の規定により借受人が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当日、弁済充当額について借受人に書面により通知するものとし、借受人は、その通知を受けた日から３０日以内に、貸付人の発行する納付書により、当該充当される前の名目とした債務不履行額の不足額を追加納入しなければならない。

３ 借受人は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限日にかかわらず、当該不足額を前条のその納入しない貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する延滞料を貸付人に納入しなければならない。

（契約保証金）

第８条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第２項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として当初記載の契約金額（貸 付料）の１０分の１以上を貸付人の発行する納付書により、貸付人に納入しなければならない。 ２ 第４条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、貸付料の増額と同様の割合で、貸付料増額の日から改正されるものとし、借受人は増額後の契約保証金の額（円未満切上げ）と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納付書により、当該増額の日から３０日以

内に貸付人に納入しなければならない。

３ 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第１９条第１項に規定する義務の履行（ただし書を適用する場合を含み、第２号を適用する場合は第１８条第１項第７号に該当するときに限る。）を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。

４ 契約保証金には、利息を付さない。

５ 貸付人は、第１８条第１項（第７号を除く）の規定により本件契約を解除したとき、又は借受人が第１９条第１項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

６ 借受人は、前項の規定による本件契約の解除に伴い契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して一切の異議申立て等をすることができない。

７ 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第３者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

（一時貸付物件の引渡し）

第９条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態で借受人に引き渡す。 ２ 前項の引渡は、貸付人の立会いの上で行うものとする。

（かし担保責任）

第１０条 借受人は、本件契約の締結後、一時貸付物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

（禁止事項）

第１１条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。

（２）一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。

（３）一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

（４）本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

２ 借受人は、前項の規定にかかわらず、電気の供給のために必要があると施設管理者が認めるときは、一時貸付物件に工作物を設置することができる。

（修繕義務）

第１２条 借受人の責めに帰する事由以外の事由により一時貸付物件の修繕を要するときは、貸付人と借受人で協議してその経費の負担を決定するものとする。

（滅失又はき損の通知）

第１３条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

（滅失又は毀損の原状回復）

第１４条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件を滅失し、又はき損した場合には、借受人の負担において原状に回復しなければならない。

（保全義務等）

第１５条 借受人は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全（貸付人と借受人で協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

２ 借受人は、前項の注意を怠る等その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は借受人に求償することができる。

（資料の提出等）

第１６条 貸付人は、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべく資料の提出又は報告を借受人に求めることができる。

２ 借受人は、貸付人から前項の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（違約金）

第１７条 借受人は、貸付期間中に、第２条、第１１条及び前条に規定する義務に違反したときは、当初記載の契約金額（貸付料）の１００分の１０に相当する額（円未満切捨て）を違約金として貸付人に支払わなければならない。

２ 前項の違約金は、次条第２項又は２１条第１項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第１８条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

（１）借受人が納入期限後３か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。

（２）借受人が第１１条に規定する禁止事項に違反したとき。

（３）借受人が本件契約に定める義務を履行しないとき。

（４）借受人の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して虚偽があったとき。

（５）借受人が、破産、会社更生、民事再生、精算又は特別精算その他倒産法制上の手続きについて借受人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（借受人の取締役を含む）によって、その申立がなされたとき。

（６）借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（７）貸付人において、公用又は公共用に供するために一時貸付物件を必要とするとき。

２ 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い、第８条第５項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、その損害を賠償しなければならない。

３ 貸付人は解除権を行使したときは、借受人の負担した契約の費用を償還しない。

４ 貸付人は解除権を行使したときは、借受人の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。

５ 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することはできない。

６ 第３項から前項までの規定は、第１項第７号に該当する場合は適用しないものとする。

（一時貸付物件の返還）

第１９条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、一時貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

（１）貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日

（２）前条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日 ２ 前項の返還は、貸付人の立ち会いの上で行うものとする。

３ 貸付人は、借受人が第１項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する広告入り周辺案内板を移設し、事務管理をすることができるものとする。この場合において、借受人は、第 ９条第５項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じると きは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

（損害賠償）

第２０条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、当該滅失し、又は毀損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第２１条 借受人は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求し得ないものとする。

（契約の費用）

第２２条 本契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

（住所等の変更の届出）

第２３条 借受人は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

（広告入り周辺案内板等の利用者等への対応）

第２４条 借受人は、広告入り周辺案内板等設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決する。

（広告入り周辺案内板等の移設）

第２５条 借受人は、一時貸付物件のある施設内の事務室の配置変更、その他施設管理上の事情等により、施設管理者が指定した位置を変更せざるを得ないとの貸付人の判断に基づき、貸付人から広告入り周辺案内板の移設について請求を受けたときは、借受人の負担により、施設管理者が新たに指定する位置に移設しなければならない。

（通知義務）

第２６条 借受人は、広告入り周辺案内板の全部又は一部が滅失又は毀損した場合、直ちにその状況を貸付人に報告しなければならない。

（実地調査等）

第２７条 貸付人は、貸付期間中、必要に応じて、借受人に対し貸付物件状況等について所用の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。

この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（疑義の決定）

第２８条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、貸付人と借受人で協議の上定めるものとする。本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、貸付人と借受人で協議の上、その内容を決定する。

# 納入通知額一覧表

|  |
| --- |
| 納入通知額（円） |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和１０年度 | 令和１１年度 | 計 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | (内 | 円円) |
| (内 | 円) | (内 | 円) | (内 | 円) | (内 | 円) | (内 | 円) |

※（ ）内は、取引に係る消費税及び地方消費税